

さぬき市学校給食食物アレルギー対応委員会について

1 食物アレルギー対応委員会設置の趣旨

『学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン<令和元年度改定>』（公益財団法人日本学校保健会 監修 文部科学省初等中等教育局）において、教育委員会の役割が次のとおり示されています。

ア アレルギー対応委員会の設置

適切な対応推進のために、対応委員会を設置し、以下の点などに関して活動します。

- ① 学校単位で連携しにくい機関（医師会、消防機関等）との広域的な対応の取りまとめや支援を行う。
- ② 関係者の定期的な協議の場を設け、連携体制の構築等に努める。
- ③ 研修会等の実施・支援を行う。
- ④ 食物アレルギー対応状況を把握し、必要に応じて指導及び支援を個別に行う。
- ⑤ すべての事故及びヒヤリハット事例について情報を集約し、改善策とともに所管内に周知を図り、事故防止に努める。

イ 地域の状況を考慮した基本的なアレルギー対応の方針の策定

ウ 各学校の対応状況の把握及び環境整備や指導

エ 教職員のアレルギー対応研修会の充実

オ 医師会、消防機関等との広域的な対応の取りまとめと支援

また、**現在整備中の新しい学校給食共同調理場では**、調理中のアレルゲン混入防止対策を講じた食物アレルギー食対応調理室を設置し、**食物アレルギー対応食提供を行う**ことから、今回、新たに、さぬき市学校給食食物アレルギー対応委員会を設置したものです。

2 本市の食物アレルギー対応の現状

本市においては、現在、食物アレルギー対応食の提供は行っていないが、アレルギー情報を記載した詳細献立表を、必要な園児・児童・生徒の保護者に対し、学校・園を通じて配布する他、アレルギーを有する園児・児童・生徒に対しては、飲用牛乳の提供を停止する等のアレルギー対応を行っています。

3 食物アレルギー対応委員会の役割

(1) 令和7年度

新しい学校給食共同調理場の開設を令和9年4月としていることから、令和7年度中をめどに、本市の地域の状況を考慮した基本的な学校給食における**食物アレルギー対応の方針について検討**し、その結果を「**さぬき市学校給食食物アレルギー対応マニュアル（案）**」として取りまとめます。

教育委員会では、その結果を踏まえ、令和8年度当初目途に、**さぬき市学校給食食物アレルギー対応マニュアルを策定**したいと考えています。

(2) 令和8年度以降

各学校の食物アレルギー対応状況を把握するとともに、令和9年度以降は、食物アレルギーに係るヒヤリハット等の報告を受け、適切な対応であるか確認するとともに、必要に応じた指導及び支援等を行います。